

品川区立学校施設使用実施要綱

制定	平成8年6月17日	教育長決定 要綱第10号
改正	平成13年3月30日	要綱第3号
改正	平成19年3月30日	要綱第9号
改正	平成22年3月29日	要綱第5号
改正	平成24年3月30日	要綱第9号
改正	令和2年8月25日	要綱第19号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立学校施設使用条例（昭和51年3月品川区条例第23号。以下「条例」という。）および同条例施行規則（昭和59年3月品川区教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、学校施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 学校施設を使用できるのは、条例第2条第2項に定める「社会教育その他公共の目的のため」とであると認められる場合であり、その上で使用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区内に在住、在勤または在学している者
- (2) 区内に事務所等を有する団体
- (3) 構成員が5人以上で、原則として半数以上が区内に在住、在勤および在学している団体
- (4) その他委員会が特に認めたもの

(営利行為)

第3条 条例第3条第1号の「営利を目的とする行為」とは、主として次の場合をいう。

- (1) 物品を販売または販売契約をする行為。ただし、テキスト、教材・教具類の実費配付を除く。
- (2) 月謝または授業料等（学習塾に類するものに係る会費を含む。）を徴収すること。
- (3) 運営費を超えるような会費を徴収し、不特定多数を対象とした映画鑑賞、ダンスパーティー等の催物
- (4) 企業活動の一環として行われるもの。

(公益を害する行為)

第4条 条例第3条第2号の「公益を害するおそれがあると認めるとき」とは、主として次の場合をいう。

- (1) 騒音等を発生し近隣住民の生活の安寧を害するおそれがあるとき。
 - (2) 騒音や悪臭を発生する物品を持ち込むとき。
 - (3) ガスボンベ、火薬類等の危険物を持ち込むとき。
 - (4) 飲酒を伴う行事に使用するとき。
- (その他委員会が必要と認めるとき)

第5条 条例第3条第3号の「その他委員会が必要と認めるとき」とは、政治活動、宗教活動等に使用するときをいう。

第2章 学校施設の使用

(登録団体の使用申請)

第6条 規則第6条第2項の規定に基づき登録団体が申請するときは、使用する日の属する月の前月の1日から9日までに各地区の地域スポーツクラブが開催する利用調整会議を経なければならない。ただし、利用調整会議後に申請するときは、この限りでない。

(登録団体の申請期日)

第7条 前条の規定により申請したときの申請期日は、利用調整会議の翌日（この日が日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日）とする。

(公益団体)

第8条 規則第7条第1項第2号の「公益団体」とはおおむね次のものをいう。

- (1) 消防団
 - (2) 交通安全協会
 - (3) 町会・自治会
 - (4) 防犯協会
 - (5) 防火協会
 - (6) 医師会・歯科医師会・薬剤師会・獣医師会
 - (7) 公益財団法人品川区スポーツ協会（以下「協会」という。）および旧レクリエーション協会文化系6団体（囲碁、将棋、吟剣道、合唱、短歌、俳句の各団体をいう。以下同じ。）
 - (8) P T A（私立学校も含む。）
 - (9) 日本赤十字社
- (少年少女団体)

第9条 規則第10条第1項第6号の「少年少女団体」とは、原則として小・中学生で構成する団体をいう。ただし、第3条に該当するものは使用できない。

(使用料の返還等)

第10条 規則第11条第1項の規定により使用料の返還を受けることができる者が、使用しなかった日の翌日以後の日に使用しなかった日と同一の使用料で当該学校の施設を使用する場合に限り、返還すべき使用料を振り替えることができる。

第3章 温水プールの使用

(使用できる者)

第11条 条例別表第2に規定する「中学生以下」とは、4歳以上から中学生までをいう。

(認定団体等)

第12条 規則17条第1項第2号の「認定団体」には、旧レクリエーション協会文科系6団体を含む。

2 規則第17条第1項第4号の障害者には、介助者を含む。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。